

令和2年2月1日

疑義照会における事前合意のプロトコル (東大阪病診薬連携推進協議会)

《原則》

- ◆在庫がないことを理由にする処方変更は不可とする。
- ◆麻薬及び覚せい剤原料は下記合意項目に関わらず疑義照会をする。
- ◆アドヒアランス向上に資する安定性、利便性向上のための変更に限る。

【 院外処方せんにおける処方医への疑義照会不要項目 】

① 成分名が同一の銘柄変更（先発品間でも可：薬価が同一もしくは低下する場合のみ）

例1) グラクティブ錠 50mg (先発) ⇒ ジャヌビア錠 50mg (先発)

*患者さんに（服用方法、価格等）説明後、同意を得て変更。

*異なる商品名への変更については、「後発品への変更可」の場合のみ。

② 剤形の変更（類似する別剤型）

例1) ドグマチールカプセル 50mg ⇔ ドグマチール錠 50

例2) アクトス錠 30 ⇔ アクトス OD 錠 30

*錠（カプセル、OD錠など）の粉砕指示時の散剤への変更も含む

*患者さんに説明後、同意を得て変更。

*用法用量が変わらない場合のみ可。

*外用薬の変更不可（軟膏→クリーム剤、クリーム剤→軟膏の変更等）

③ 別規格製剤がある場合の処方規格の変更

例1) アムロジン錠 5mg 1回2錠 ⇒ アムロジン錠 10mg 1回1錠

例2) ミカルディス錠 40mg 1回0.5錠 ⇔ ミカルディス錠 20mg 1回1錠

例3) リンデロン-V 軟膏 0.12% (5g/本) 6本 ⇔ リンデロン-V 軟膏 0.12% (10g/本) 3本

*患者さんに（飲み方、安定性、価格等）説明後、同意を得て変更。

④ 処方製剤をコンプライアンス等の理由により無料で半割、粉砕あるいは混合すること、あるいはその逆（規格追加も含む）。（抗腫瘍剤を除く）

例) ワーファリン錠 1mg 1回1.5錠 ⇔ ワーファリン錠 1mg 1回1錠

ワーファリン錠 0.5mg 1回1錠

*安定性のデータに留意。

*自家製剤加算、一包化加算、嚥下困難者用製剤加算等を算定する場合は必ず疑義照会。

⑤ 患者希望あるいはコンプライアンス等の理由により無料で一包化調剤すること。
(抗腫瘍剤、及びコメントに「1包化不可」とある場合は除く)

*安定性のデータに留意。

*一包化加算を算定する場合は必ず疑義照会。

⑥ 経過措置などによる一般名への変更による名称変更。

例1) コカール錠 200mg ⇒ アセトアミノフェン錠 200mg 「三和」

*患者さんに十分説明したうえで、変更し調剤。

⑦ 薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の数量の変更も含む）

例1) ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg 「EE」 28 日分 ⇒ 23 日分（5日分残薬がある場合）

例2) ルリコンクリーム 1% 3本 ⇒ 2本（1本残薬がある場合）

*すべて削除であれば、必ず疑義照会。

*次回の予約日まで処方日数が不足している等の理由で、投薬日数が処方せんの日数を超える場合は、必ず疑義照会を行う。

*投与日数追加は、必ず疑義照会。

⑧ その他

協議にて簡素化できるもの。